

送付6-7陳情審査部分抜粋：

令和7年6月30日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、継続審査中の送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情の審査に入ります。

本陳情に対して委員の皆様からご意見がございましたらお願いいたします。意見は現段階でございせんか。

○小枝委員 冒頭に一括というふうに言われていたので、一括して意見を述べたつもりでいるんですけど。

○小野委員長 ああ、そうですね。

○小枝委員 なので、このことについても同じ立場で。

○小野委員長 そうですね。

○小枝委員 はい。

○小野委員長 すみません。先ほどの送付7-10と6-16だったんですけど、ここも含めて一括のご意見だったということですね。

○小枝委員 ええ、そういうふうに言われたので。

○小野委員長 はい。（発言する者あり）

○岩田委員 最初に一括してと言ったじゃないですか。

○小野委員長 最初、一括……

○大坂委員 二つを一括です。

○小野委員長 二つを一括です。

○大坂委員 二つを一括です。

○小野委員長 7-10と6-16ですね。ちょっと幾つかあるもんですから、ちょっと意味合いが違う陳情なんです。なので、全ての一括が難しいものですから、念のため再度、（発言する者あり）仕切りじゃなくて、それは聞こえているか聞こえていないかじゃないですか。

○小林委員 早くやろう。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。

それでは、では、今の6-7についてですね。これ、よろしいですか、皆様。取扱いはいかがいたしましょう。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続。

○小林委員 これがもったいない。

○小野委員長 はい、承知いたしました。

それでは、本陳情につきましては継続とさせていただきます。

以上で、送付6-7の陳情審査を終了いたします。